

公益財団法人広島市文化財団

令和5年度上期文化活動助成事業募集案内

応募に際しては、関係書類をお読みいただき、助成の対象となる事業に該当することを確認の上、申請してください。

不明点・疑問点等がある場合は当財団へお問合せください。

対象となる事業 の実施期間	令和5年4月1日(土)～令和5年9月30日(土)
募集(提出)期間	令和4年12月1日(木)～28日(水)【17時必着】 ※ 提出方法: 郵送又は持参(土日を除く9時～17時) ★提出書類の内容に疑義がある場合、確認する必要がありますので、期限に 余裕をもって提出してください。
提出書類	※提出書類に不備等がある場合は、審査の対象になりません。 提出前に書類に不備等がないことを十分確認の上、提出してください。 ●団体が申請する場合 (1)「助成金交付申請書」 No.1、No.2、No.3、No.4、No.5 の 計5枚 ※各ページは、1 ページ 1 枚に納まるように記入してください。 (2)「団体の規約」 ※規約を作成していない団体は、添付の規約作成例を参照して作成の上、提出 してください。 (3)「団体の構成員名簿」 氏名、現住所、指導者歴・受賞歴等の特筆すべき活動歴 ※広島市外在住者で広島市内に通勤・通学している場合は通勤・通学先も明記 してください。 (4)団体の活動状況がわかるもの 「活動実績一覧」、「過去の事業のチラシ」等 ●個人が申請する場合 (1)「助成金交付申請書」 No.1、No.2、No.3、No.5 の 計4枚 ※各ページは、1 ページ 1 枚に納まるように記入してください。 (2)個人の活動状況がわかるもの 「活動実績一覧」、「過去の事業のチラシ」等

注意事項	・助成金交付申請書について 助成金交付申請書は、助成対象事業決定にあたっての審査資料となりますので、採択後、記載内容に変更が生じないよう十分検討して作成してください。 ※助成金交付申請書の作成にあたっては、最新の様式を使用してください。 旧様式で作成された助成金交付申請書は無効となります。 ※助成金交付申請書を手書きする場合は、鉛筆や消えるタイプのボールペンを使用しないでください。 ※記載内容の訂正はできません。誤りがあった場合は正しい内容に修正の上、提出してください。 ・提出書類について 提出書類はお返しできませんので、コピーを取るなどして必ず控えをお持ちください。 なお、記載内容に不明な点があった場合はお尋ねすることがあります。 ・個人情報の取扱いについて 提出書類に記載していただく個人情報につきましては、選考に関する業務及び採否の結果通知のために利用します。また、審査委員会の審査に必要な範囲で審査委員に提供することを除いては、第三者に個人情報を提供することはありません。 ・助成金額について 助成金額は審査により申請額から減額となる場合があります。
結果通知	令和5年3月上旬(予定) 申請担当者に<u>文書で郵送</u>します。 ※審査結果に関して、電話等でのお問合せには応じかねます。また、採否決定の経緯・理由についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
助成決定後の 注意事項	・事業の実施に際して作成する印刷物・看板等には、必ず、<u>「公益財団法人広島市文化財団文化活動助成事業」の記載をお願いします。</u> ※助成金の交付の決定前に作成したポスター・チラシについては記載されていなくても問題ありませんが、公演等の実施の際に使用する看板、配布するプログラム等には必ず記載してください。 次の場合には<u>直ちに連絡</u>してください。 (1)事業名や事業の実施日時・実施場所に変更が生じた場合、及び、事業の実施内容や収支予算等に大きな変更が生じた場合 (2)本財団の助成金の交付が決定した後、広島市及びその関係団体等(国及び同市以外の地方公共団体並びにこれらの関係団体を含む)から助成金等の交付決定の通知を受けた場合

	・事業終了後、<u>30日以内</u>に事業実施報告書及び次に掲げる書類を提出してください。 (1)助成対象経費(印刷費、会場使用料、舞台〈会場〉設営費)の<u>領収書の写し</u> (2)印刷物、記録写真 ※実施日が3月にかかる事業については、<u>3月31日が提出期限</u>となります。 ※領収書に不備がある場合は、必要経費として認められない場合があります。 (宛名、日付、金額、ただし書、発行者の住所・氏名がない等) ・助成金の交付が決定した後、次に該当する場合には、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (1)交付決定事業を中止したとき (2)助成及び事業変更承認の申請並びに事業実施報告等の手続において、虚偽の申告をし、又は不実な行為があったとき (3)交付決定事業の遂行が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認められるとき (4)申請内容と実際に実施した事業内容が著しく相違したとき (5)決算の収支に剰余金が生じたとき (6)広島市及びその関係団体等(国及び同市以外の地方公共団体並びにこれらの関係団体を含む)から助成金等の交付を受け、又は受けることが決定したとき
提出先 問合せ先	〒730-0812 広島市中区加古町4番17号 JMSアステールプラザ内 (公財)広島市文化財団 企画事業課 「文化活動助成事業」係 TEL 082(244)0750 FAX 082(245)0246 E メール bunka@cf.city.hiroshima.jp ※FAX、インターネット、Eメールでの応募は受け付けていません。 ※提出書類は、必ず、指定の提出先へ提出期間内に提出してください。提出期間を過ぎたものは受け付けできませんのでお気をつけください。 【ご相談・ご質問の受付】 月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで